

1日の生活

7:00	起床・洗面・清掃・役割活動
7:30	朝食・余暇時間・自己計画学習
8:50	朝礼 午前の日課(職業指導・特定生活指導など)
12:00	昼食・余暇時間・自己計画学習・役割活動
13:00	昼礼 午後の日課(生活指導, 体育指導など)
15:00	入浴・運動・身辺整理・役割活動
16:30	夕食・余暇時間・自己計画学習
18:00	日記記入・職業生活設計指導など
19:00	ニュース視聴・ニュースフォーラム
20:00	余暇時間(テレビ視聴等)
21:00	就寝

※平日の標準的な日課です。

年間行事

- 4月 職員との食事会
- 6月 持久走記録会
- 8月 盆法要
- 9月 水泳記録会
- 10月 運動会
- 12月 クリスマス集会
- 1月 剣道大会
成人式
- 3月 卒業証書授与式
球技大会
- 毎月 誕生会, 保護者会



成人式

施設の沿革

- 昭和21年 6月 矯正院として設置
旧陸軍工兵隊作業場(現在地)にて開設
- 昭和22年 3月 旧工兵隊建物の一部を改修して寮舎とし, 収容を開始
- 昭和24年 1月 初等・中等少年院となる
- 昭和27年 3月 寮舎建築
以後, 昭和38年までに各建物が建築される
- 平成22年 9月 庁舎等新営工事着工
- 平成24年 3月 庁舎等新営工事完成
- 平成27年 6月 新少年院法施行
第1種少年院に指定

交通アクセス



いま 新しい風が



四国少年院

〒765-0004
香川県普通寺市普通寺町2020番地

TEL 0877-62-1251
FAX 0877-56-5016

～少年院とは～

少年院は、家庭裁判所の審判により、保護処分として少年院送致の決定を受けたおおむね12歳以上20歳未満の少年を収容し、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことで在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図らせることを目的とした法務省所管の施設です。

少年院には、少年の年齢や心身の状況により、第一種から第四種までの種類があり、さらには、各少年の持つ問題性等から、履修すべき矯正教育課程(内容)及び期間が指定されています。

四国少年院の紹介

主に四国4県の家庭裁判所の審判により送致された男子少年を収容する少年院です。

◎種別 第1種

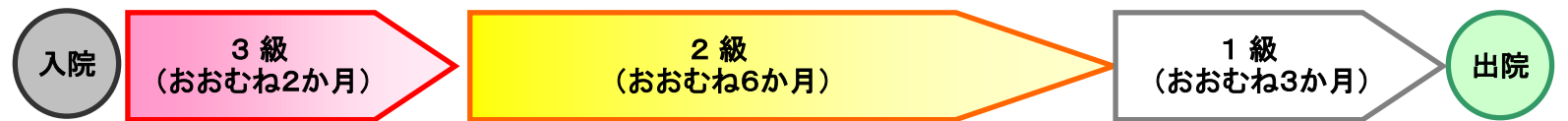
◎標準的な収容期間 2年以内の期間

◎矯正教育課程 社会適応課程Ⅰ(A1)
義務教育課程Ⅱ(E2)
支援教育課程Ⅲ(N3)

◎教育方針(例:社会適応課程Ⅰ)

- ・社会規範を遵守する構えを培うとともに、非行にかかわる問題性の改善を図り、堅実な社会生活が送れるようにさせる。
- ・健全なものの見方や捉え方を培うとともに、集団生活を通して、対人関係の在り方を実践的に学ばせ、円滑に社会適応する力を身に付けさせる。
- ・修学・就業上、必要な知識や技術、態度を身に付けさせる中で、堅実な生活設計・将来設計を立てさせる。

教育内容（入院から出院まで）



《生活指導》

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるための指導を行っています。

- ・基本的生活訓練
- ・問題行動指導
- ・治療的指導
- ・被害者心情理解指導
- ・保護関係調整指導
- ・進路指導
- ・特定生活指導

(被害者の視点を取り入れた教育・薬物非行防止指導・性非行防止指導・暴力防止指導・家族関係指導・交友関係指導)



個別面接

《職業指導》

有益な職業人としての一般的な知識、態度、職業選択能力、職場適応能力の習得を目的に、職業生活設計指導・自立援助的職業指導・職業能力開発指導等の指導を行っています。

- ・職業指導実習(溶接科、土木・建築科、情報処理科、介護福祉科、農園芸科)・職業講話
- ・資格取得(アーク溶接、フォークリフト、小型建設機械、PC検定、危険物取扱者等)



溶接科

《教科指導》

義務教育未終了者に対する中学校の学習要領に準拠した教科に関する指導及び義務教育終了者に対する社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせる指導を行っています。

- ・義務教育指導・補習学習指導・民間学力テスト
- ・院外受験・通信教育・高等学校卒業程度認定試験

《体育指導》

自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため、在院期間を通じて、各種スポーツを実施し、体力の向上等を図る指導を行っています。

- ・サーキットトレーニング
- ・剣道
- ・水泳(夏季)
- ・サッカー
- ・持久走



水泳指導

《特別活動指導》

情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせるため、自主的活動・情操的活動・行事・社会貢献活動等を実施しています。

- ・春の懇親会
- ・成人式・卒業式
- ・誕生会・意見発表会等



意見発表会

※上記教育内容とともに、少年院法第44条に基づく社会復帰支援として、在院者の円滑な社会復帰に向けた就労支援、修学支援、福祉的支援を個々のニーズに応じて行っています。